

## 入札説明書

美郷町町民生活課が行う美郷町簡易水道事業公営企業会計移行支援業務に係る一般競争入札については、美郷町財務規則（平成 18 年規則第 47 号。以下「規則」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札参加者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、美郷町町民生活課に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明理由として異議を申し立てることはできない。

## 記

1 公告日 令和 4 年 3 月 23 日

2 競争入札に付する事項

(1) 業 務 名 美郷町簡易水道事業公営企業会計移行支援業務

(2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 予定価格 5 千 6 百万円程度

(令和 4 年度、5 年度の合計額とし、消費税及び地方消費税を含む。)

3 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者。

(3) 宮崎県及び美郷町の発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(4) 国税（法人税等）及び地方税の滞納が無い者。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員その他本業務を行うのにふさわしくない者でないこと。

(6) 過去 5 年間に於いて、宮崎県内の地方公共団体が発注した公営企業会計移行支援業務（固定資産整理および評価、法適用移行事務支援、企業会計システム構築）のすべての対象業務を元請として一括受注実績を 3 件以上有すること。

(7) 過去 5 年間に於いて、宮崎県内の地方公共団体が発注した地方公営企業会計の会計指導業務の受注実績を 3 件以上有すること。

- (8) 移行事務支援業務を担当する公認会計士等は、九州管内に設置した事務所に在籍すること。

#### 4 入札手続きに関する事項

- (1) 担当部署 〒883-1101 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1番地  
美郷町役場 町民生活課  
電 話 0982-66-3604  
F A X 0982-66-3137  
電子メールアドレス g-eisei@town.miyazaki-misato.lg.jp
- (2) 入札説明書及び入札関連様式等の交付方法及び交付期間  
美郷町ホームページに掲載する。(https://www.town.miyazaki-misato.lg.jp)  
令和4年3月23日(水)から令和4年4月5日(火)まで
- (3) 入札説明書等に対する質問書の受付等  
入札の内容及び入札手続等に関する質問については、質問書(別記様式1)により行うこと。
- ア 質問提出期間  
令和4年3月23日(水)から令和4年4月5日(水)までの  
午前9時から午後5時まで
- イ 質問提出方法  
担当部署へ電子メールで提出すること。
- ウ 質問回答期限及び回答方法  
令和4年4月6日(水)までに美郷町ホームページで公表する。
- (4) 競争入札参加資格の確認
- ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書(別記様式2)に会社概要書(別記様式3)、誓約書(別記様式4)、実施体制調書(別記様式5)、業務実績調書(元請一括受注)(別記様式6)、業務実績調書(会計指導業務)(別記様式7)、再委託調書(他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合のみ)(別記様式8)を添付の上、(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、業務実績調書(別記様式6及び別記様式7)には、履行した(又は履行中)ことを証する書類(契約書の写し等)を添付すること。
- イ 提出期限は令和4年4月5日(火)午後5時まで  
(郵送の場合は提出期限までに必着のこと。)
- ウ 競争入札参加資格の確認結果は令和4年4月7日(木)までに通知する。
- (5) 入札者の資格の喪失  
入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなった

ときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生法  
手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、  
入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 宮崎県又は美郷町の発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。

エ その他本業務に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年4月8日(金) 午前10時

イ 場 所 美郷町役場 会議室4

ウ 入札方法 持参によること。

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(8) 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上に相当する金額又は5,000円のい  
ずれか高い額とする。ただし、規則第104条の規定に該当するときは、入札保証金  
の納付を免除する。

(9) 入札方法に関する事項

ア 入札は、入札書(様式第1号)により、本人又はその代理人が行うものとする。  
ただし、代理人が入札する場合は、入札前にその場にて委任状(様式第2号)を  
提出するものとする。

イ 入札参加者は、入札金額に対応する見積内訳書を作成し、入札書と併せて提出  
するものとする。

ウ 見積内訳書には業務名、入札参加者の住所及び氏名を記載し、押印すること。

エ 見積内訳書の内容は、業務区分及び各工種に相当する項目ごとの金額等を表示  
したものとする。

オ 見積内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を求め、その結果、  
根拠ある説明が得られない場合は、当該見積内訳書を提出した入札参加者の入札  
を無効とすることがある。

カ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」とい  
う。)に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、  
その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費  
税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積  
もった契約希望額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

キ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭書に「¥」の記号を、末尾に「-

の記号を付記すること。

(10) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札書を提出した者であって、入札価格が予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- イ 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- エ 再度入札は1回を限度とする。
- オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者。
- イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者。
- ウ 当該競争入札について不正行為を行った者。
- エ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者。
- オ 入札書の金額を手書きで記載したものを提出した者。ただし、再度入札する場合についてはこの限りではない。
- カ 一人で2以上の入札をした者。
- キ 代理人でその資格のない者。
- ク 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者。

(12) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(13) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(14) 入札者の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(15) 契約条項を示す場所 (1)に同じ

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続、契約の履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成の要否 要
- (3) 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、規則第123条の規定に該当するときは、契約保証金の全部を免除又は一部を減額する。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他町の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 談合情報があった場合、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は談合の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
- (7) 仕様書及び付属書類の記載内容の無断転載を禁止する。